名古屋第一法律事務所って、どんな事務所？

皆さまには私たちの事務所はどのように見えているでしょうか。名古屋第一法律事務所の特徴を5つにまとめてみました。

５０周年を迎えた私たちの事務所をより知っていただければと思います。

Ⅰ　人権、平和、民主主義を守り、発展させる活動を進める
Ⅱ　幸せと繁栄のために最善の法的サービスを提供する
Ⅲ　個性を尊重し、内外のネットワークを築き、世代をつなぐ
Ⅳ　所員が主体的・民主的に事務所運営に関わっている
Ⅴ　「目的・理念」と「経営計画」を持っている

特徴Ⅰ　人権、平和、民主主義を守り、発展させる活動を進める

事務所は、「すべての人が個人として尊重される人にやさしい社会」を作ることをめざし(「目的・理念」前文)、「人権を守り、平和と民主主義の実現」のために活動してきました。

数多くの労働事件や中電人権裁判など働く人の権利を守る活動、新幹線公害、名古屋南部大気汚染事件、老朽化原発廃止事件などの環境と健康を守る活動、大須事件、たちばな事件など権力による弾圧との闘いなど、数え上げれば切りがありません。

◀中電事件・勝利的和解の記録を記した記念誌

▲ ２００８年４月名古屋高裁前にて

平和を守る活動では、イラク派遣訴訟に参加し、名古屋高裁の憲法違反判決を勝ち取りました。安倍政権が進める改憲に対しては、日本国憲法を守る立場から、「あいち ９ 条の会」の事務局を担当する他、大小様々な勉強会の講師を務める、事務所前で事務所としての宣伝活動を行うなどの活動を進めてきました。

平和で民主主義が行き渡った社会であってこそ、私たちは安心して、生活し、生業(なりわい)を営むことができる。私たちの生活を取りまく環境・社会をよりよくする取組に関わり続けていきます。

特徴 II

幸せと繁栄のために最善の法的サービスを提供する

事務所には、生活と営業の中で直面する様々な問題についての相談、依頼が寄せられます。事務所は、これらの問題を適切に解決する、最善の法的サービスを提供することに努めてきました。法律事務所として、最も日常的、最も基礎的な取り組みです。

社会の進展、これを反映した紛争の複雑化に対応し、その分野に積極的に取り組む所員(弁護士・事務局)が集まった「法務部」を立ち上げております。これら法務部では、その分野の勉強をする、取扱事例の経験を交流する、所外の皆さまをお招きしたセミナーを開催する、関連業種・専門職の方と交流するなどの取り組みを進めています。

▲ 中小企業法務部・ＩＴ法務部のホームページ

▲ 交通事故・相続後見・離婚・建築の
４法務部が発行するＱ＆Ａリーフレット

≪現在の法務部≫
相続後見法務部、交通事故法務部、建築法務部、中小企業支援法務部、離婚法務部、労働法務部、IT法務部

これらの法務部をより発展させ、どのような法律問題にも最善の法的サービスを提供できる態勢を一層強めていきます。

事務局員の多くは、日本弁護士連合会の「事務職員能力認定試験」に合格し、弁護士会の事務員向け研修で講師を務めるなど、高い能力を持っています。大規模事件では複数の事務局員がチームを組むなど、弁護士の業務を支える大きな力です。

特徴 III

個性を尊重し、内外のネットワークを築き、世代をつなぐ

事務所に在籍する31名の弁護士は、公務員、民間企業勤務、学生自治会運動を経験したものなど、多様な経歴を持ち、現在、力を入れている分野もそれぞれ異なります。それらの個性と能力を存分に発揮することができるシステムを構築しています。女性弁護士が7名在籍して、活躍しているのも特筆すべきことです。

法律業務を効率的に行うために、司法書士、税理士・公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士等の関連専門職の方々と広くネットワークを形成し、協働でセミナーを開催するなどの活動を進めています。

人権、平和、民主主義を守り発展させるため、自由法曹団、青年法律家協会、日本労働弁護団(東海労働弁護団)などの法律家団体に加わり、各種民主団体・人権団体や労働組合の皆さんとも協力関係を築いています。

2004年には、コープあいち、税理士法人オーティーエーと共同してNPO法人「あいちあんきネット」を設立し、「自分らしく生きる」高齢者の支援活動を進めています。

事務局員も、さんがつ会(愛知県内の法律事務所職員の団体)、東海法労(愛知県内の法律関連職員の労働組合)に参加し、事務職員のスキルアップ、地位向上に努力しています。

所員弁護士の年齢構成は、70歳代から20歳代まで。世代を継いで継続する、働き続ける事務所です。事務局員も、20代の若手から、30代から50代の中堅ベテラン、60歳定年を終えて嘱託で働き続ける事務局員までが活躍しています。

◀ NPOあいちあんきネットのパンフレット

特徴 Ⅳ　所員が主体的・民主的に事務所運営に関わっている

所員弁護士は、年齢、性別、弁護士経験年数の区別なく、全員が事務所経営者として同等の権限を持ちます。「(30名以上の規模で)全員経営者」の事務所は全国的にも多くありません。

事務局員は、法律事務の面では弁護士の補助職ですが、事務所運営にあたっては、「弁護士と事務局の協働」を貫いています。

事務所の運営は、全員の弁護士で構成する「弁護士会議」を最高意思決定機関とし、日常業務は「運営委員会」(弁護士、事務局員各数名で構成)が執行し、全所員が10の部会に所属して担います。

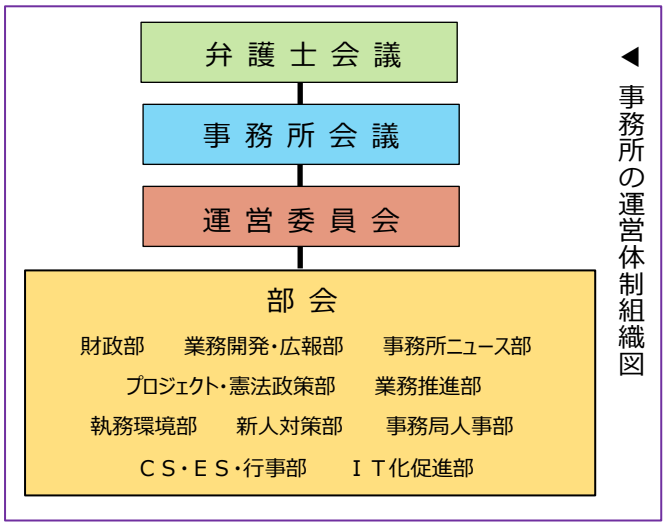

事務所規模が大きくなったことを受けて、法律事務や事務所運営の基礎単位として、「グループ制」をひきました。

2018年3月には、事務所運営の規則である「機関規程」を改訂し、より一層、効率的で風通しの良い事務所運営に努めています。

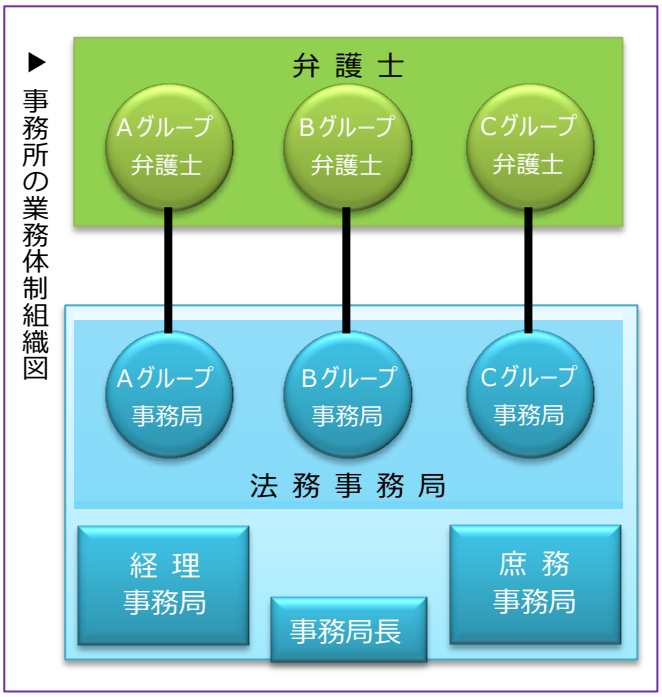

特徴 Ⅴ　「目的理念」と「経営計画」を持っている

創立20周年を迎えた1988年、事務所の「3目的・4理念」を制定し、以後その改訂を重ね、2007年3月に、弁護士・事務局員全員による1年間の討議を経て、「名古屋第一法律事務所の目的と理念」を制定しました。国に憲法があるように、当事務所の「目的と理念」は事務所が何のために活動するのか、何を理念とするのかの基本を定めるものです。

この「目的理念」を受けて、1988年以降、「10か年長期計画」や、3年から5年の期間を切った「経営計画」を立てています。その目標年次までに、目的理念に沿って、どこまで事務所を前進させるかの目標を定めるものです。

現在は、「2018年経営計画」達成に向けて努力するとともに、次期経営計画策定に向けての討議を進めています。

この「目的理念」「経営計画」を受けて、毎年3月に開く「事務所総会」では、年間方針、年間予算を決めています。

こうして、「目的理念」「経営計画」「単年度方針」に従った事務所運営に努めていることも、当事務所の大きな特色です。